

宮崎県大規模小売店舗立地審議会次第

日 時 令和6年11月22日（金）

午前10時から審議終了まで

場 所 県庁8号館4階第一会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 審議事項 (仮称)ドラッグストアモリ都城市年見町店の新設に係る届出について

4 その他

5 閉 会

令和6年度 第3回 宮崎県大規模小売店舗立地審議会

日 時 令和6年11月22日(金)
午前10時から午前10時20分まで

出 席 甲斐委員、黒木委員、関戸委員、
柏田委員、相馬委員、田中委員

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1)会長の互選

(2)会長職務代理者の指名

(3) (仮称) ドラッグストアモリ都城市年見町店の新設に係る届出について

- ① 届出内容及び経緯説明 (事務局)
- ② 地元説明会の状況 (事務局)
- ③ 都城市からの意見説明 (事務局)
- ④ 大規模小売店舗立地庁内連絡会議審査結果報告 (事務局)
- ⑤ 質疑及び審議

甲斐会長	事務局から説明があったが、何か意見、質問等はないか。
黒木委員	都城市からの意見はなしだが、都城市における騒音発生による特定施設の届出基準については、都城市と協議済みか。
事務局	都城市側と設置者側で協議がされてると聞いている。
関戸委員	騒音予測について、最終的に駐車場内10km走行で基準値内に収まるということだが、B地点とC地点で基準値が異なるのは、各地点のエリアの違いになるのか。
事務局	B地点は、第2種住居地域に区分され、C地点は、準工業地域に区分されているため、基準値がそれぞれ異なる。
関戸委員	敷地境界の予測 a～d 方向の基準値がすべて同じなのは、どういうことか。
事務局	敷地境界 a～d 方向は、敷地内ということですのですべて同じ区域に位置しているため、基準値が同じである。
関戸委員	隣のフィットネスクラブは24時間営業か。フィットネスクラブで発生する騒音が本店舗の騒音予測に相互作用的に影響するのか。
事務局	隣のフィットネスクラブは24時間営業である。本店舗で発生する騒音について、予測上、周辺環境に影響がないことは確認している。
黒木委員	大店立地法においては、店舗における単独での騒音予測となる。

関戸委員	都城市の意見で、道路側溝について留意事項があるが、具体的にどの位置か。
事務局	出入口付近の側溝である。
関戸委員	側溝が破損した場合、事業者が修繕を行うのか。
事務局	事業者側が適切な対応を行う。
柏田委員	騒音については、最終的に基準値を下回っているが、周辺住民は気になる点である。都城市の留意事項として、減速帯の設置の検討とあるが、開業後、住民からの苦情を受けての二次的な対策でいいのではないかと考える。
田中委員	出入口No. 3前の道路は交通量が多く、出庫が難しいだろう。別店舗において、出庫に関しての看板を設置している。本店舗も同様の対応ができると良いと考える。
甲斐会長	意見がないようなので、審議会の意見（案）を事務局でまとめてほしい。 「答申案」及び「留意事項案」を資料に基づき説明。 それでは、事務局から説明があったとおり、「意見なし」と知事に答申してよろしいか。 (異議なし.) それでは、そのように知事に答申することとする。 ありがとうございました。

4 その他

5 閉会